



ご説明内容に分かりにくい点がありましたら組合またはJF共水連までおたずねください。

組合名

JF共済 <https://www.kyosuiren.or.jp/>

A109621(2026.06.協宣40,000)
260511000074

定期満期共済 — 医療共済

加入年齢 0歳～75歳

5・10・15・20・30年満期

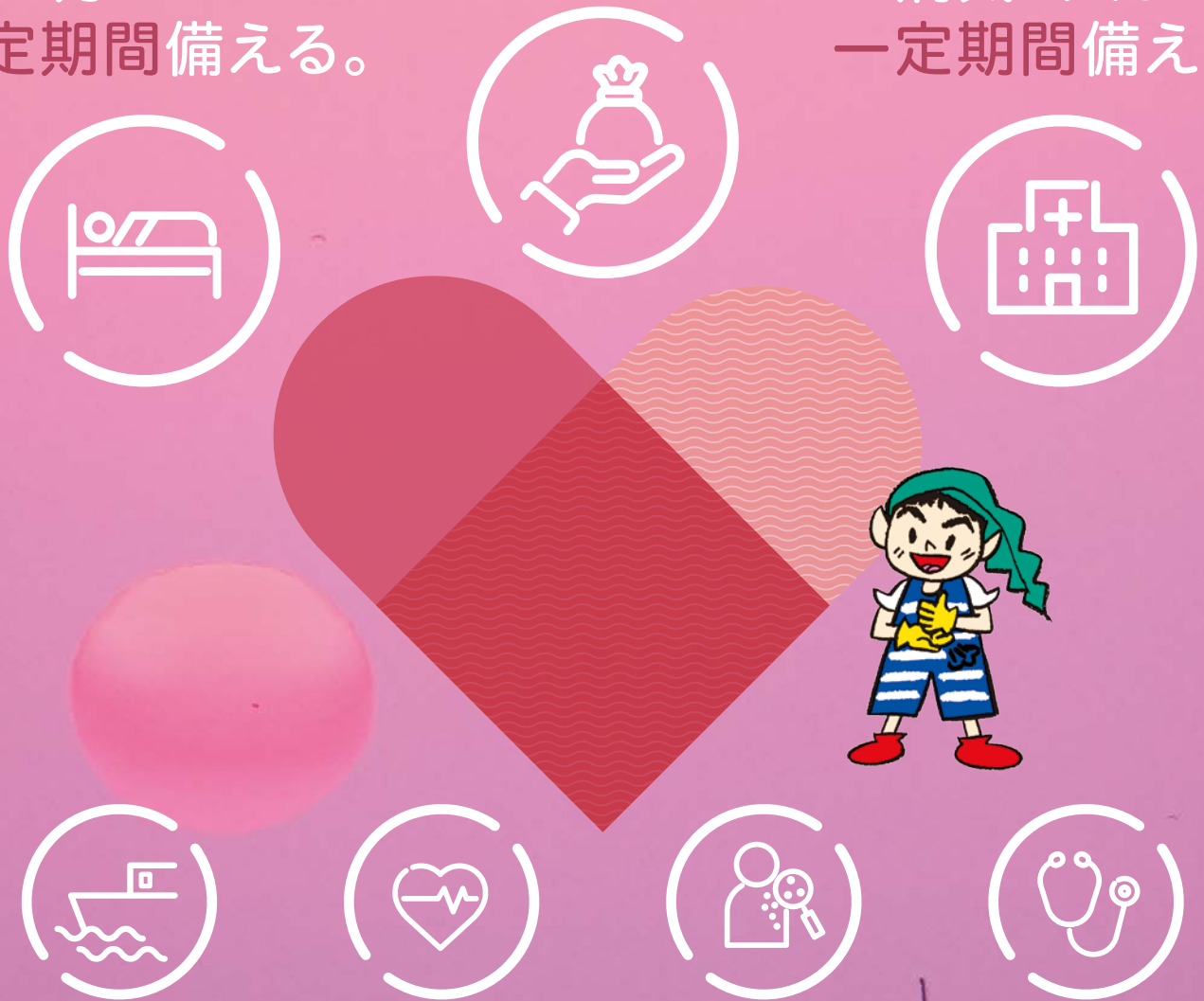
普通厚生共済
チヨコ
養老共済

2026年8月改訂

将来の資金を蓄える。

万一に一定期間備える。

病気・ケガに一定期間備える。



海難・交通事故を上乗せ保障。

生活習慣病や女性疾病を手厚く保障。

がんを手厚く保障。

通院に備える。



この共済は、次の保障を希望される方におすすめする共済です。

定期満期共済 一定の期間の保障を確保し、満期時に満期共済金を受け取りたい。

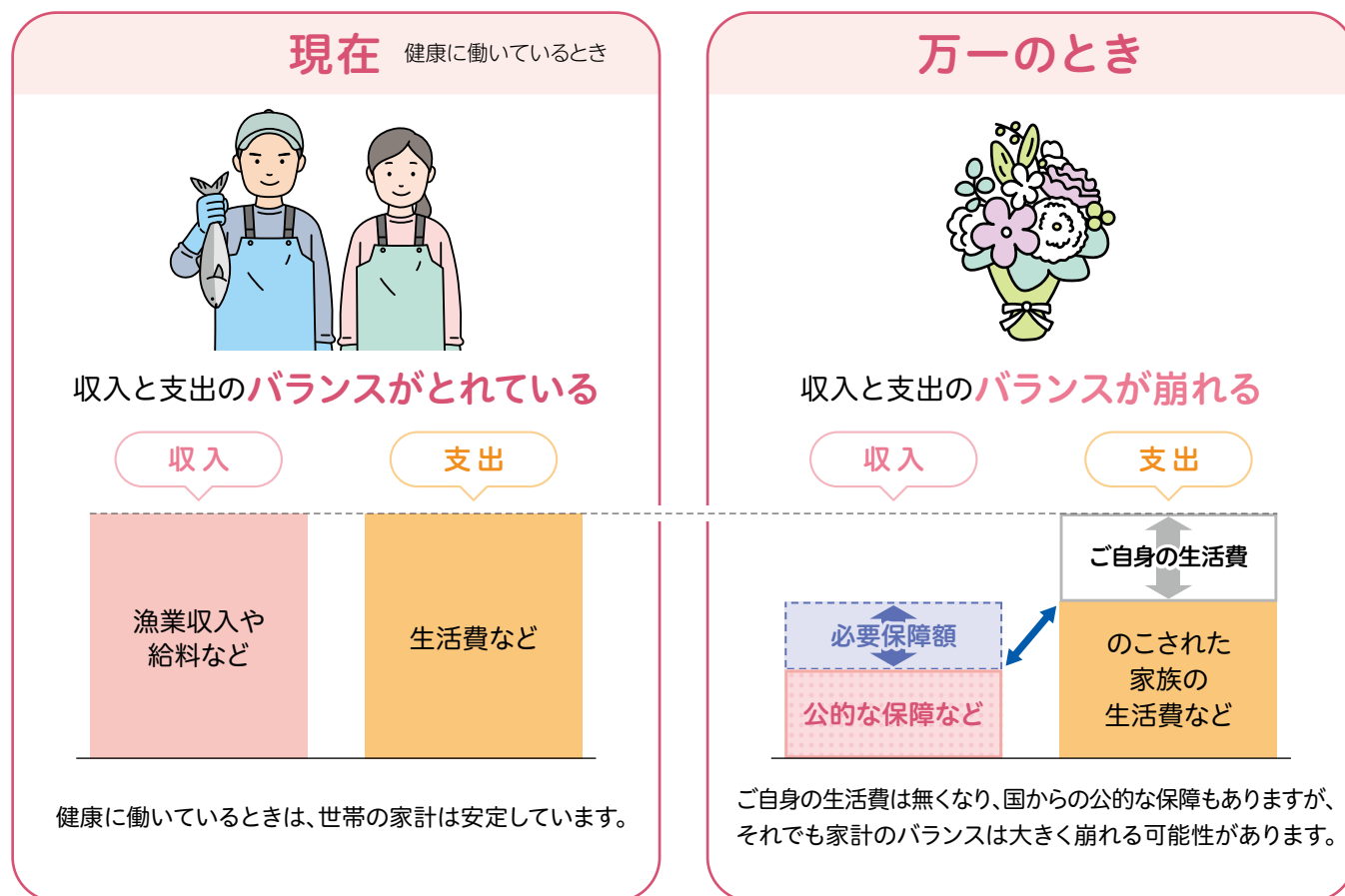
医療共済 病気やケガによる入院・手術の医療保障をつけたい。

保障内容がご意向と異なる場合は、組合またはJF共水連までおたずねください。

JF共済

もしものときの備えについて、考えてみませんか？

もし、ご自身に万一のことがあったとき、のこされたご家族の生活はどうなるのでしょうか？



大切なご家族のために…

JF共済の「定期満期共済」

公的保障だけでは足りない、**万一のときの必要保障額**をしっかりと備えられます。



P. 5 で、「**必要保障額**」について詳しくご紹介しています。ぜひチェックしてみてください！



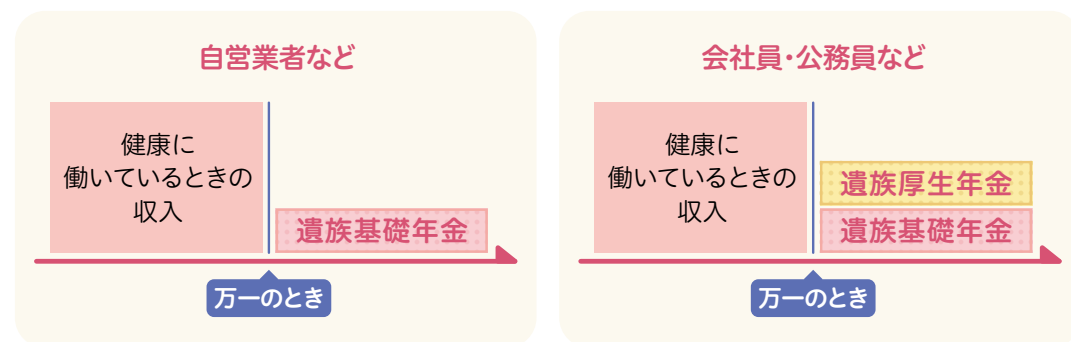
公的な保障とは？

ご遺族が受け取れる「**公的遺族年金**」のことです。

「**遺族基礎年金**」と「**遺族厚生年金**」の2種類があり、亡くなった方の職業によって支給される年金が異なります。

遺族基礎年金 国民年金の加入者が亡くなったとき、「子のある配偶者」または「子」に支給される年金です。「子」とは18歳到達年度の末日（障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満）までの子をさします。

遺族厚生年金 厚生年金の加入者（会社員・公務員など）が亡くなったとき、配偶者や子などに「遺族基礎年金」に上乗せして支給される年金です。



自営業者は公的な保障が少ないのか…



*詳しい受給資格要件等については、日本年金機構のホームページをご確認ください。

「遺族年金」の受給額の目安は？

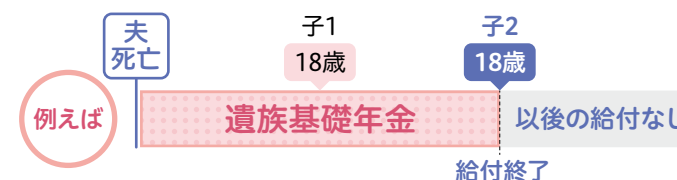
子ども（18歳まで）がいる妻（専業主婦）の遺族年金の月額（2026年度・70歳以下の金額）

子どもの数	職種	自営業者など	会社員・公務員など
		遺族基礎年金	遺族基礎年金 遺族厚生年金
1人		約 9.0万円	約13.3万円
2人		約11.1万円	約15.4万円

計算条件
厚生年金は、死亡した会社員・公務員などの平均標準報酬額を41.7万円、加入期間25年（300月）として計算（厚生年金加入中の死亡では、加入期間が300月未満の場合、300月で計算する）

遺族基礎年金がもらえる期間は？

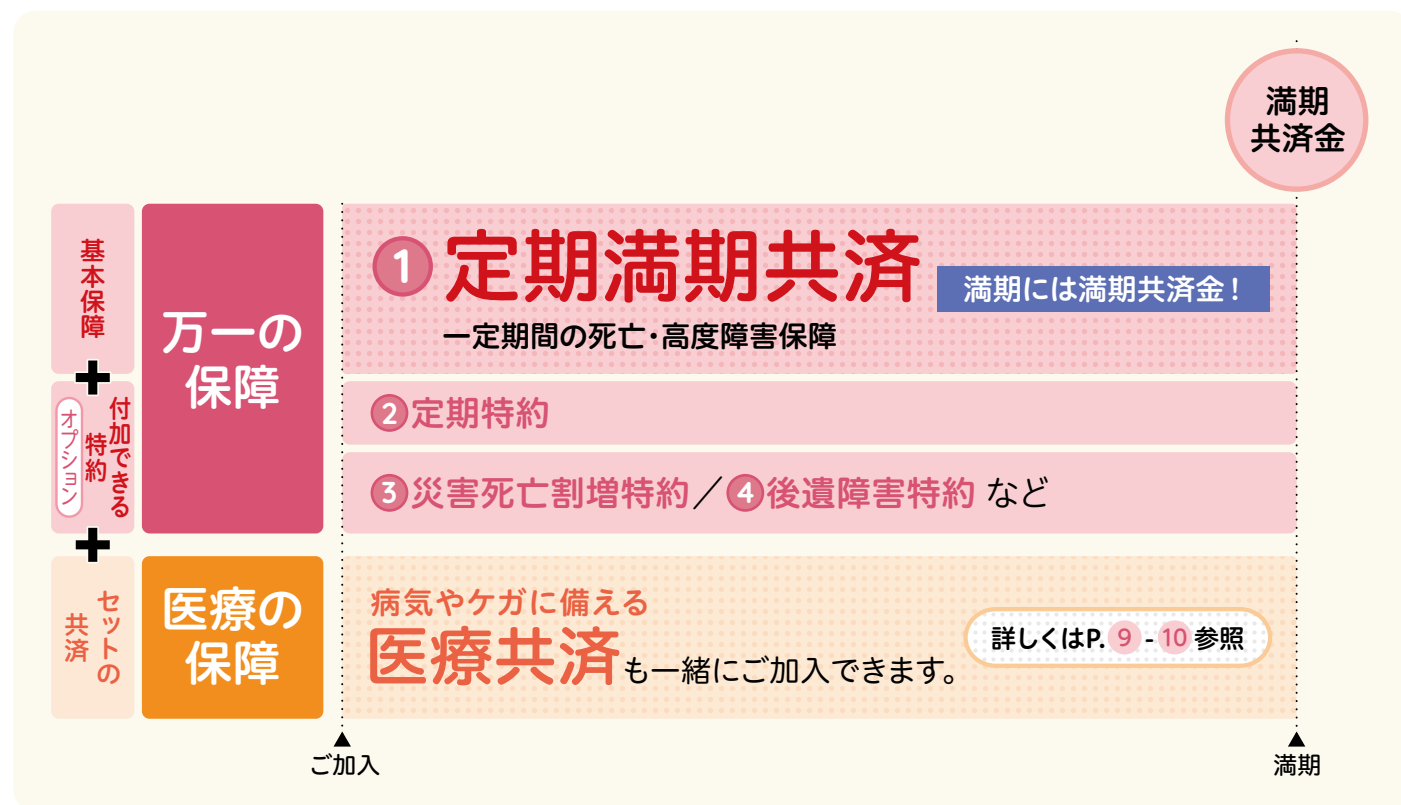
会社員・自営業のいずれであっても、**子が18歳に達する年度の末日まで（障害のある子は20歳まで）**給付されます。



出典：（公財）生命保険文化センターHP「ひと目でわかる生活設計情報」をもとにJF共水連にて作成

定期満期共済 もしものときには共済金。満 期を迎えたら満期共済金。

定期満期共済のしくみ(例)



共済と特約の特長

① 定期満期共済・② 定期特約

万一の死亡・高度障害を保障。満期時には満期共済金をお支払いします。

病気やケガで万一の場合に死亡共済金・高度障害共済金をお支払いします。
所定の高度障害となった後も、生存を条件に高度障害共済金の10%を5年間お支払いします。
さらに満期を迎えられたときは、満期共済金をお支払いします。

貯蓄しながら、万一に備えられる保障です。

満期までの一定期間、万一に備えることができ、満期にはまとまったお金を受け取ることができます。

ご加入から満期までの期間

満期

死亡時や高度障害状態となったとき、
「共済金」を受け取れます。

お支払い事由なく満期を迎えられたとき
「満期共済金」を受け取れます。

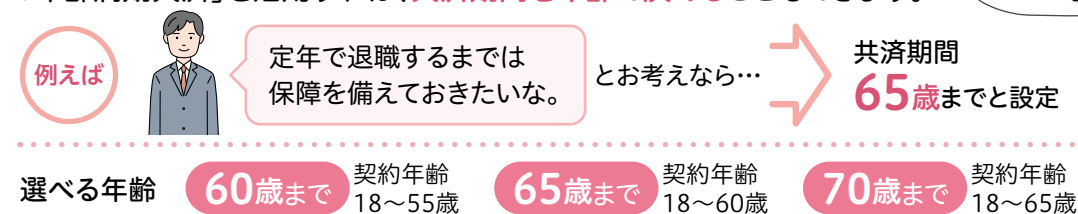


共済期間は目的に合わせてお選びいただけます。



ピックアップ！

「年齢満期共済」を活用すれば、共済期間を年齢で決めることもできます。



*加入年齢や型等により、設定できる共済期間が変わります。

保障の目的は人それぞれ違うもんね



③ 災害死亡割増特約 (オプション)

海難事故などの不慮の事故を手厚く保障します。

不慮の事故による万一のとき、死亡共済金・高度障害共済金に共済金を上乗せします。
海難事故や交通事故で万一の場合は、さらに給付金を上乗せしてお支払いします。

海難事故で万一のとき

海難特別給付金
災害死亡割増特約共済金額の30%上乗せ

交通事故で万一のとき

交通事故割増給付金
災害死亡割増特約共済金額の30%上乗せ

ご存じですか？

2024年の事故件数

漁船の海難事故 464隻 交通事故 約29万件

「令和6年海難の現況と対策」(海上保安庁)、
「令和6年中の交通事故の発生状況」(警察庁)をもとにJF共水連にて作成

事故には気を付けて！



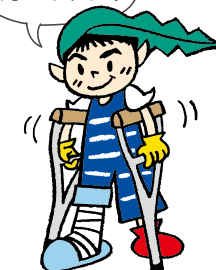
④ 後遺障害特約 (オプション)

不慮の事故により、障害が残ったときを153項目にわたり幅広く保障します。

大きなケガから小さなケガまで、体の隅々にわたる後遺障害を等級別に1～12級まで、障害の状態に応じて保障します。

後遺障害については、P. 6 をご覧ください。

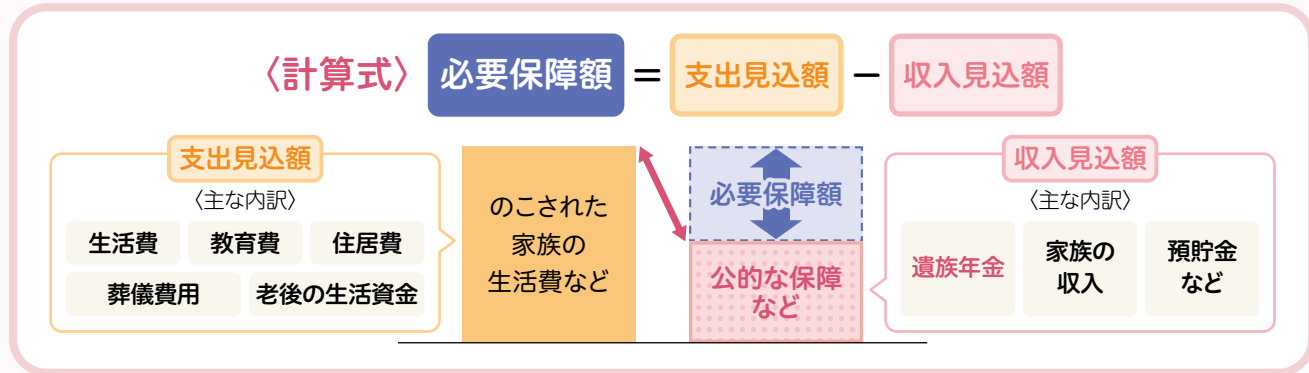
困ったとき力になります





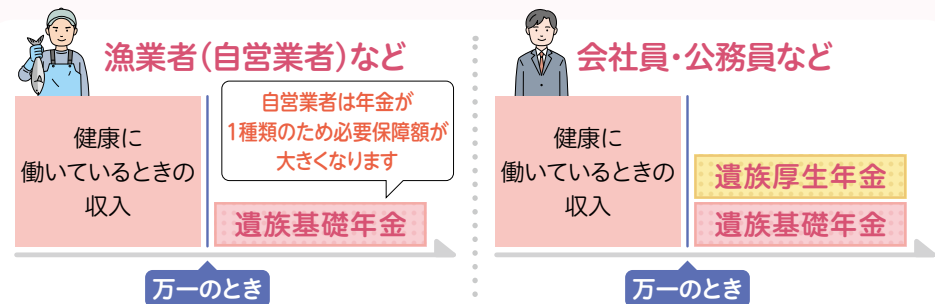
万一に備えた、「必要保障額」の考えかた

「必要保障額」は、「支出見込額(のこされた家族の生活費など)」から「収入見込額(公的な保障など)」を差し引いた額を目安に準備しておく目安です。



遺族年金とは？

ご遺族が受け取れる公的な保障のことです。「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」の2種類があり、亡くなった方の職業によって支給される年金が異なります。



*詳しい受給資格要件等については、日本年金機構のホームページをご確認ください。

「遺族年金」の受給額の目安

子ども(18歳まで)がいる妻(専業主婦)の遺族年金の月額(2026年度・70歳以下の金額)

職種 子どもの数	自営業者など	会社員・公務員など
	遺族基礎年金	遺族基礎年金 遺族厚生年金
1人	約 9.0万円	約13.3万円
2人	約11.1万円	約15.4万円

計算条件
厚生年金は、死亡した会社員・公務員などの平均標準報酬額を41.7万円、加入期間25年(300月)として計算(厚生年金加入中の死亡では、加入期間が300月未満の場合、300月で計算する)

出典: (公財)生命保険文化センターHP「ひと目でわかる生活設計情報」をもとにJF共水連にて作成

ご存じですか？

教育費や葬儀費用の金額例

学校種別の卒業までにかかる学習費総額*

	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学	合計
公立	約 53万円	約 220万円	約 163万円	約 178万円	約 [国立] 239万円	約 853万円
私立	約 104万円	約 1,046万円	約 467万円	約 352万円	約 508万円	約 2,477万円

幼稚園～高校は「令和5年度子供の学習費調査」(文部科学省)、大学は「令和4年度学生生活調査集計表」(独立行政法人日本学生支援機構)をもとにJF共水連にて作成

葬儀費用の平均(基本料金・飲食費・返礼品費の合計)

118.5万円*

内訳	基本料金	飲食費	返礼品費
	75.7万円	20.7万円	22.0万円

*0.1万円のズレは小数点第2位以下の和によるもの

基本料金:斎場利用料、火葬場利用料、祭壇、棺、遺影、搬送費など、葬儀を行うための一式(固定費)
飲食費:通夜ぶるまい、告別料理などの飲食(変動費)
返礼品費:香典に対するお礼の品物(変動費)
出典:鎌倉新書「いい葬儀」より「第6回お葬式に関する全国調査」(<https://www.e-sogi.com/guide/55135/>) / 2024年

*「学習費総額」とは、学校教育費(授業料、学用品、クラブ活動費など)、給食費および学校外活動費(塾、習い事など)の総額をいいます。



保障の対象となる「後遺障害」とは？

後遺障害は、1～12の等級ごとに分けられています。等級ごとに定められた支払率に応じて共済金をお支払いします。

お支払い例 後遺障害特約 2,000万円加入の場合

①
作業中に高所から転落し**頭部を強打した結果、寝たきり**になり後遺障害等級の第1級10号に該当した場合。

2,000万円
支払率100%
第1級 10号

神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

②
網の巻き上げ機に指が巻き込まれ、**親指と人差し指が粉碎骨折**したことにより後遺障害等級の第6級6号に該当した場合。

800万円
支払率40%
第6級 6号

1手の第1指(母指)第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの

③
階段での転倒により**左足を骨折**し、運動障害が残り、後遺障害等級の第11級9号に該当した場合。

60万円
支払率3%
第11級 9号

1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの

〈各等級と状態の例〉

後遺障害等級表より抜粋



等級	後遺障害の状態	支払率
第1級	両眼の視力が0.02以下になったもの	100%
第2級	1上肢を手関節以上で失ったもの	80%
第3級	両足の足指の全部を失ったもの	70%
第4級	両眼の視力が0.1以下になったもの	60%
第5級	1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったもの	50%
第6級	せき柱に運動障害を残すもの	40%
第7級	1足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの	30%
第8級	1足の母指を失ったもの	20%
第9級	1手の母指および示指以外の1手指を失ったもの	10%
第10級	1足の第2足指以下の1足指を失ったもの	5%
第11級	1耳の耳かくの大部分を欠損したもの	3%
第12級	1手の母指および示指以外の指骨の一部を失ったもの	2%

①のようなケースの場合、「高度障害」にも該当して、「後遺障害共済金」に加えて「高度障害共済金」も支払われます



第1級に該当した場合、もしくは第2級～第4級の状態のうち2つ以上に該当した場合は後遺障害共済金に加え**高度障害共済金**が支払われます。

さらに高度障害共済金の支払後に継続して高度障害状態で生存している場合、1年ごとに高度障害特別給付金をお支払いします。(最大5年間)

お支払い例 上記①の事故の場合

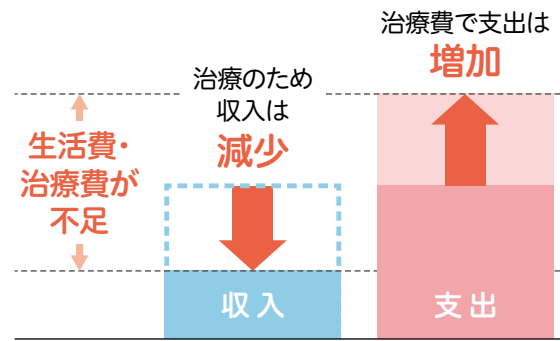
【加入内容】
定期満期共済・定期特約 2,000万円
災害死亡割増特約 4,000万円
後遺障害特約 2,000万円

高度障害共済金 6,000万円	合計 最大 1億1,000万円
高度障害特別給付金 600万円×最大5年間	
後遺障害共済金 2,000万円	

医療費の備えは、どうして必要？

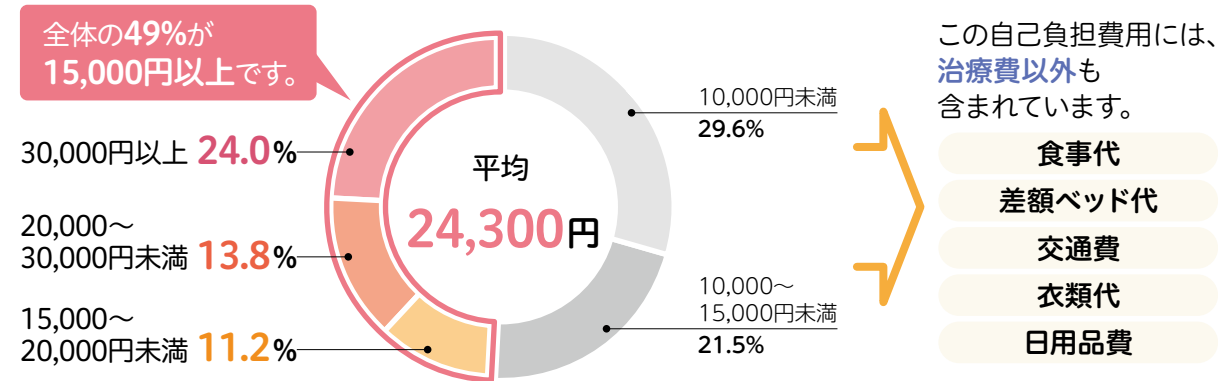
治療が長引くと…

医療費の増加と
収入の減少が同時に起こります。
お金の心配をせず治療に専念するため、
医療費への備えが大切なのです。



入院でかかる費用は小さくありません。

- 1日あたりの自己負担費用は、平均2万円を超えています。



*過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人をベースに集計。
*高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。
出典:(公財)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」/2025(令和7)年度をもとにJF共水連にて作成



こんなデータも！

高度な医療技術を用いた「先進医療」は、
保険診療の範囲を超えた技術料が自己負担。高額になることも…。

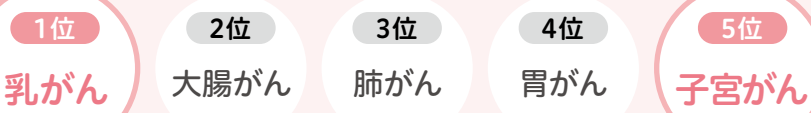
例えば	陽子線治療	技術料	重粒子線治療	技術料
	根治的な治療法が可能な頭頸部腫瘍、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、泌尿器腫瘍などの治療	(1件当たり平均額) 約278万円	根治的な治療法が可能な肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、胆管膵腫瘍、泌尿器腫瘍などの治療	(1件当たり平均額) 約319万円

出典:中央社会保険医療協議会「令和7年6月30日時点における先進医療に係る費用」/令和7年12月4日

女性特有の病気にも要注意！



部位別
がん罹患数
(女性)



出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録)累積罹患リスク(2021年データに基づく)

生活習慣病(がん、心疾患、脳血管疾患など)にも注意が必要です。

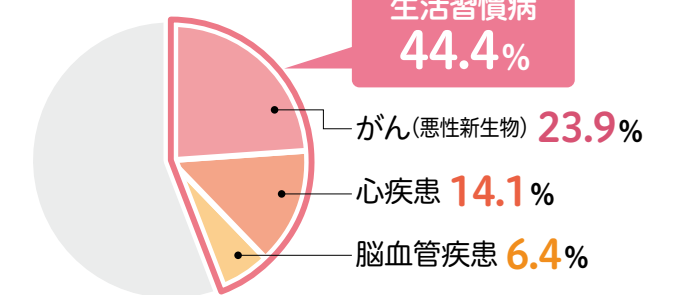
- 生活習慣病になる人は多く、死亡原因の多くを占めています。

主な生活習慣病による総患者数

がん(悪性新生物)	393.9万人
糖尿病	552.3万人
脳血管疾患	188.6万人
心疾患(高血圧性のものを除く)	357.8万人
高血圧性疾患	1,617.3万人

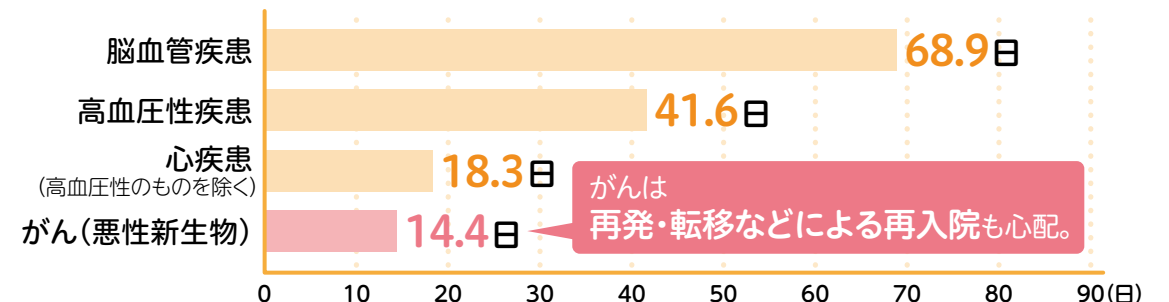
出典:厚生労働省「令和5年患者調査」

死因別年間死亡数の割合



*「心疾患」は高血圧性を除く。
厚生労働省「人口動態統計(確定数)」/2024年をもとにJF共水連にて作成

- 入院(平均在院)日数が、1ヵ月以上になる生活習慣病もあります。



出典:厚生労働省「令和5年(2023)患者調査の概況」

- 特にがんは今、他人事ではない病気となっています。

日本人が
一生のうちにがんと診断される確率
2人に1人

男女別の確率は…

男性 63.3% 女性 50.8%

年齢階級別がん累積罹患リスク

部位 全がん	性別	0～40歳	0～50歳	0～60歳	0～70歳	0～80歳	生涯
	男性	1.2%	2.8%	7.5%	20.4%	41.9%	63.3%
	女性	2.3%	6.4%	12.7%	21.4%	33.3%	50.8%

国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録)累積罹患リスク(2021年データに基づく)をもとにJF共水連にて作成

女性特有の病気は、その他にもいろいろあります。

女性特有の病気

子宮筋腫、卵巣のう腫、子宮内腺症など

妊娠・出産による症状

帝王切開、切迫早産、妊娠悪阻など

女性に多い病気

バセドウ病や関節リウマチなど

がん

卵巣がん、子宮頸がんなど

女性ならではの心配にも備えられると安心だよ



医療共済 病気やケガによる入院や手術 に備えることができます。

医療共済のしくみ(例) 当ページは200日型の医療共済の説明になります。*掛金の低廉な60日型の医療共済もございます。



共済と特約の特長

① 医療共済

病気やケガでの入院を**一生保障**。
入院時に**一時金**もお支払いします。

入院日額を1万円に設定した場合、1万円×入院した日数をお支払いします(最高200日)。
入院前の通院や検査等の費用として、入院時に入院日額の **10倍** をお支払いします。

200日以上入院には、**長期入院給付金**もお支払いします。
入院日数が200日に達したときは、入院日額の **100倍** をお支払いします。

さまざまな手術や放射線治療も一生保障します。

公的医療保険制度の対象となる手術・放射線治療^{※1}について、下図のとおりお支払いします。

手術保障 ^{※2}			放射線治療 ^{※2}
入院中の手術	入院中の開頭・開胸術	外来の手術	
20万円 入院日額の20倍	40万円 入院日額の40倍	5万円 入院日額の5倍	10万円 入院日額の10倍
			総放射線量にかかわらず 60日に1回のお支払い

※1 「創傷処理」や「抜歯手術」などの手術を除きます。 ※2 入院日額を1万円に設定した場合



② 生活習慣病特約 ・女性疾病入院特約

生活習慣病や**女性特有の病気**にしっかり備える。

生活習慣病や女性特有の病気による入院・手術・放射線治療は、共済金を上乗せし、手厚く保障します。

生活習慣病特約	女性疾病入院特約	
下記の生活習慣病を保障します	「生活習慣病」に加え下記のような女性特有の病気も保障します	
生活習慣病 がん、糖尿病、心疾患、 高血圧性疾患、脳血管疾患	女性に多い病気 関節リウマチ、甲状腺腫、 尿路結石、鉄欠乏性貧血…	女性特有の病気 乳がん、子宮がん、 子宮筋腫、切迫流産…

がんと診断されたときに、一時金をお支払いします。

がんと診断された場合に特約共済金額の **100倍** をお支払いします。

 **ご加入の日から90日間は、がんの保障はありません。**

③ 通院特約

ケガや病気の通院に備え、所定のギプス固定期間も保障します。

ケガで5日以上通院した場合、通院日数分の共済金をお支払いします。

病気やケガで入院した場合は、退院後の通院日数分をお支払いします。

*ケガによる筋・腱・靱帯損傷で所定のギプスを装着した場合、その固定期間について通院したものとみなします。

*がんの場合は、退院日の翌日から200日以内の通院を通算日数無制限で保障します。

骨折したときも、手厚く保障します。

骨折と診断された場合は、通院日額の **25日分** をお支払いします。



④ 先進医療特約

通算2,000万円までの**先進医療費**を保障します。

全額自己負担(公的医療保険制度の対象外)である先進医療を通算2,000万円まで保障。
「先進医療にかかる技術料」に相当する金額をお支払いします。



お支払い例
がんで20日入院、入院中に手術した場合

[加入内容]
医療共済(200日型) 10,000円
生活習慣病特約 10,000円
通院特約 5,000円

がん診断一時金	入院前費用給付金	手術共済金	入院共済金	合計
100万円 生活習慣病特約	10万円 医療共済	40万円 医療共済20万円 + 生活習慣病特約20万円	40万円 医療共済20万円 + 生活習慣病特約20万円	190万円 をお支払い

さらに退院後の
通院も保障

Aタイプ 5型／200万円
加入年齢 15歳～75歳
5・10・15・20・30年満期

*保障内容はライフプランやご希望に合わせて、設定いただけます。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

主な保障

万一のとき

病気

1,000万円

災害

3,000万円

海難・交通事故
600万円上乗せ

入院したとき

病気

1日10,000円

ケガ

1日10,000円

生活習慣病・女性疾病
1日10,000円上乗せ

その他

通院

1日5,000円

先進医療

通算2,000万円

満期
共済金
200万円
+満期時割戻金

万一の保障

後遺障害

病気

万一のとき

1,000万円

高度障害となったとき
(高度障害となった翌年以降)

1,000万円 (100万円 × 最高5回※1)

災害

万一のとき

3,000万円

高度障害となったとき
(高度障害となった翌年以降)

3,000万円 (300万円 × 最高5回※1)

海難事故で万一のとき※2

600万円 上乗せ

交通事故で万一のとき

600万円 上乗せ

後遺障害のとき※3

(1級) 2,000万円
(12級) 40万円

医療の保障
200日型

病気・ケガ

入院したとき

がんは1入院・通算入院日数無制限
日帰り入院から保障!

給付金

100,000円

●入院共済金とは別にお支払いします。
(入院日額の10日分)

病気

1日あたり 10,000円

●がん以外1入院200日まで
通算入院日数無制限※4

ケガ

1日あたり 10,000円

●1入院200日まで
通算入院日数無制限※4

長期入院(200日)となったときには、
入院日額100日分の
給付金をお支払い!

手術したとき

病気

入院中の開頭・開胸術 40万円 入院中の手術 20万円 外来の手術 5万円

ケガ

入院中の開頭・開胸術 40万円 入院中の手術 20万円 外来の手術 5万円

放射線治療を受けたとき

病気

1回あたり 10万円

●60日以内のお支払いは1回まで

ケガ

1回あたり 10万円

●60日以内のお支払いは1回まで

骨折したとき※5

給付金

125,000円

●ケガにより骨折と診断確定されたときにお支払いします。
(通院日額の25日分)

通院したとき

がんは退院日の翌日から
200日以内の通院を
日数無制限で保障!
ギプス固定期間も保障!※6

病気

1日あたり 5,000円

●1回の通院を初日から最高30日まで、がん以外通算通院日数600日まで※7
●がんは通算通院日数無制限

ケガ

1日あたり 5,000円

●1回の通院を初日から最高90日まで、通算通院日数600日まで※7※8
5日以上通院したとき、あるいは入院後1日以上通院したときに初日から保障します。

がんと診断確定されたとき (再発・転移は除きます)

一時金 100万円

入院したとき

がんは1入院・通算入院日数無制限

がんは、
責任開始の日から
90日間は保障が
ありません。

1日あたり 10,000円上乗せ

●がん以外1入院200日まで、通算入院日数無制限

手術したとき

入院中の開頭・開胸術 40万円上乗せ

入院中の手術 20万円上乗せ 外来の手術 5万円上乗せ

放射線治療を受けたとき

1回あたり 10万円上乗せ

●60日以内のお支払いは1回まで

生活習慣病・女性疾病

先進医療

先進医療で治療等を受けたとき

1回あたり 2,000万円～1万円

●先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合『先進医療にかかる技術料』
●先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合『1万円』
●共済期間中の通算限度額は、2,000万円

保障内容 10年・20年・30年満期

養老共済	200万円
定期特約	800万円
災害死亡割増特約	2,000万円
後遺障害特約	2,000万円
医療共済(入院日額) 200日型	10,000円
生活習慣病特約／女性疾病入院特約	10,000円
通院特約(通院日額)	5,000円
先進医療特約	

ご加入例 (月払／年払)

加入年齢	男性 (単位:円)					
	10年満期		20年満期		30年満期	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	25,651	286,650	17,291	190,100	14,881	163,140
20	26,351	294,340	17,941	197,530	15,741	172,900
25	26,901	300,680	18,621	206,320	16,951	186,950
30	27,481	307,550	19,711	217,510	18,721	207,490
35	28,441	319,230	21,401	236,600	21,511	239,010
40	29,931	335,700	23,851	266,230	25,521	284,990
45	32,451	363,620	27,931	311,560	31,321	350,850
50	36,571	409,780	33,811	378,650	39,511	444,700
55	42,391	476,610	42,091	472,690	—	—
60	50,631	570,450	53,711	606,130	—	—
65	62,091	701,510	—	—	—	—
70	79,071	895,140	—	—	—	—

加入年齢	女性 (単位:円)					
	10年満期		20年満期		30年満期	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	25,641	286,330	17,781	196,850	15,571	171,360
20	27,091	303,140	18,831	209,150	16,651	183,810
25	28,271	316,350	19,961	220,570	17,681	196,350
30	28,821	322,910	20,641	229,830	18,841	209,000
35	29,681	332,160	21,701	241,840	20,351	226,490
40	30,681	344,500	23,211	258,400	22,421	250,800
45	32,071	359,500	25,101	281,500	25,411	284,020
50	33,931	381,020	27,951	313,840	29,631	332,040
55	36,851	414,050	31,951	359,370	—	—
60	40,811	458,920	37,921	425,490	—	—
65	46,011	519,290	—	—	—	—
70	54,101	611,360	—	—	—	—

*上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

※1 高度障害となった場合には、翌年以降継続して高度障害の状態でご生存していることを条件にお支払いします。

※2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。

※3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。

※4 統合失調症等は通算入院日数700日まで

※5 骨折の対象部位:頭がい、せき柱、体幹、四肢

なお、骨折粗しょう症を要因とする骨折はお支払いの対象外となります。
※6 筋、腱または靱帯の損傷の場合、所定のギプス固定期間を通院保障(手足関節以上)

※7 統合失調症等は通算通院日数350日まで

※8 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、挫創、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで

●生活習慣病とは
[がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患]

●女性疾病とは
[乳がん、子宮頸がんを含む各種がん、切迫流産など妊娠・分娩にかかる疾患、子宮筋腫、卵巣腫瘍、関節リウマチ、心疾患、脳血管疾患など]

●先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

●先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。

*割戻金(割戻金据置特約を付加されている場合は、据置割戻金)は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

万一の備え

定期満期共済のしくみ

病気・ケガの備え

医療共済のしくみ

プラン

契約概要

Bタイプ 15型／200万円

加入年齢 15歳～60歳
5・10・15・20・30年満期

万一の場合と医療の保障を
手厚く備えたい方に

主な保障	万一のとき	入院したとき	その他
病気	災害	病気	ケガ
3,000万円	8,000万円	1日10,000円	1日10,000円
	海難・交通事故	生活習慣病・女性疾病	通院
	1,500万円上乗せ	1日10,000円上乗せ	先進医療
			1日5,000円 通算2,000万円

万一の保障	定期満期共済	200万円
	定期特約	2,800万円
	災害死亡割増特約	5,000万円
	後遺障害特約	最高2,000万円
	医療共済(200日型)	1日10,000円
医療の保障	生活習慣病特約・ 女性疾病入院特約(200日型)	1日10,000円
	通院特約	1日5,000円
	先進医療特約	通算2,000万円

加入年齢	共済掛金／男性 (単位:円)					
	10年満期		20年満期		30年満期	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	32,251	356,750	23,691	257,800	21,681	235,840
25	33,701	374,180	25,821	284,820	25,151	277,050
35	36,841	411,530	31,001	340,900	33,911	376,310
45	43,851	489,520	43,131	480,260	54,121	605,550
55	62,591	702,110	72,491	814,190	—	—

加入年齢	共済掛金／女性 (単位:円)					
	10年満期		20年満期		30年満期	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	31,141	346,030	23,081	254,150	21,071	230,860
25	34,171	379,250	25,861	284,070	23,981	265,450
35	36,381	404,860	28,801	318,940	28,451	315,590
45	40,371	449,600	34,401	384,800	37,711	420,320
55	48,151	540,150	47,051	527,870	—	—

*上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

Dタイプ 5型／100万円

加入年齢 15歳～75歳
5・10・15・20・30年満期

万一の場合と医療の保障を
バランスよく備えたい方に

主な保障	万一のとき	入院したとき	その他
病気	災害	病気	ケガ
500万円	1,500万円	1日5,000円	1日5,000円
	海難・交通事故	生活習慣病・女性疾病	通院
	300万円上乗せ	1日5,000円上乗せ	先進医療
			1日2,500円 通算2,000万円

万一の保障	定期満期共済	100万円
	定期特約	400万円
	災害死亡割増特約	1,000万円
	後遺障害特約	最高1,500万円
	医療共済(200日型)	1日5,000円
医療の保障	生活習慣病特約・ 女性疾病入院特約(200日型)	1日5,000円
	通院特約	1日2,500円
	先進医療特約	通算2,000万円

加入年齢	共済掛金／男性 (単位:円)					
	10年満期		20年満期		30年満期	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	13,061	145,475	8,881	97,200	7,676	83,720
25	13,686	152,490	9,546	105,310	8,711	95,625
35	14,456	161,765	10,936	120,450	10,991	121,655
45	16,461	183,960	14,201	157,930	15,896	177,575
55	21,431	240,455	21,281	238,495	—	—
65	31,281	352,905	—	—	—	—
70	39,771	449,720	—	—	—	—

加入年齢	共済掛金／女性 (単位:円)					
	10年満期		20年満期		30年満期	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	13,056	145,315	9,126	100,575	8,021	87,830
25	14,371	160,325	10,216	112,435	9,076	100,325
35	15,076	168,230	11,086	123,070	10,411	115,395
45	16,271	181,900	12,786	142,900	12,941	144,160
55	18,661	209,175	16,211	181,835	—	—
65	23,241	261,795	—	—	—	—
70	27,286	307,830	—	—	—	—

*上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

Cタイプ 100型／10万円

加入年齢 30歳～50歳
5・10・15・20・30年満期

追加で万一の場合に手厚く備えたい方に

主な保障	万一のとき
病気	災害
1,000万円	1,000万円
	海難・交通事故
	一 万円上乗せ

万一の保障	定期満期共済	10万円
	定期特約	990万円

加入年齢	共済掛金／男性 (単位:円)					
	10年満期		20年満期		30年満期	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払
30	3,363	37,835	—	—	—	—
35	3,861	43,809	—	—	—	—
40	4,458	50,185	5,009	57,054	7,245	81,992
45	5,354	60,531	6,798	76,743	10,425	117,775
50	7,045	79,534	9,682	109,660	15,297	173,550

加入年齢	共済掛金／女性 (単位:円)					
	10年満期		20年満期		30年満期	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払
30	2,865	32,358	—	—	—	—
35	3,163	35,543	—	—	—	—
40	3,463	39,330	3,417	38,055	4,065	45,915
45	3,960	44,210	4,014	45,720	5,357	60,431
50	4,558	51,381	5,109	57,662	7,643	86,172

*上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

Eタイプ 1型／10万円

加入年齢 15歳～75歳
5・10・15・20・30年満期

医療保障を重視して備えたい方に

主な保障	万一のとき	入院したとき	その他
病気	災害	病気	ケガ
10万円	10万円	1日5,000円	1日5,000円
		生活習慣病・女性疾病	通院
		1日5,000円上乗せ	先進医療
			1日2,500円 通算2,000万円

万一の保障	定期満期共済	10万円
	医療共済(200日型)	1日5,000円
	生活習慣病特約・ 女性疾病入院特約(200日型)	1日5,000円
	通院特約	1日2,500円
	先進医療特約	通算2,000万円

加入年齢	共済掛金／男性 (単位:円)					
	10年満期		20年満期		30年満期	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	2,856	32,209	2,712	29,927	2,741	30,504
25	3,432	38,400	3,190	35,652	3,469	38,569
35	3,837	43,474	4,046	45,020	4,828	54,268
45	5,170	58,139	6,083	68,315	7,473	84,602
55	8,191	92,509	9,817	110,828	—	—
65	12,897	146,191	—	—	—	—
70	16,154	183,373	—	—	—	—

加入年齢	共済掛金／女性 (単位:円)					
	10年満期		20年満期		30年満期	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払
15	3,129	34,736	3,235	36,025	3,413	37,924
25	4,355	48,998	4,187	46,492	4,290	48,274
35	4,882	54,700	4,790	54,056	5,220	58,876
45	5,712	64,404	5,996	67,980	6,829	77,256
55	7,421	83,534	8,135	92,462	—	—
65	10,043	114,233	—	—	—	—
70	11,694	132,747	—	—	—	—

*上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

契約概要

ご契約に関する重要事項

この契約概要はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい主な事項を記載しています。ご契約の前に必ず「パンフレット」や「ご契約のしおり・共済約款」とあわせてお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。ご契約に際しては、「ご契約に関する重要事項 注意喚起情報」も必ずお読みください。

1 共済制度の仕組みおよび引受条件等について

(1) 共済制度の仕組み

- ①定期満期共済は、被共済者が満期まで生存されたとき、または共済期間内に死亡し、または高度障害の状態になられたときに共済金をお支払いする共済です。
- ②定期満期共済は、医療共済を合わせて契約することができます。
- ③共済金のお支払いについて

●定期満期共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が共済期間内に死亡したこと。	定期満期共済の共済金額	死亡共済金受取人
高度障害共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、共済期間内に高度障害になったこと。	定期満期共済の共済金額	被共済者
高度障害特別給付金	高度障害共済金を支払った場合であって、その高度障害共済金の支払事由が発生した日の翌日以後5年の間に到来するその支払事由が発生した日の年の応当日に、被共済者が継続して高度障害の状態で生存していたこと。	高度障害共済金の額×10%	被共済者
満期共済金	被共済者が共済期間の満了するまで生存していたこと。	定期満期共済の共済金額	満期共済金受取人

●医療共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由		共済金の額		共済金受取人
			200日型	60日型	
入院共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。		医療共済の共済金額×入院日数		被共済者
入院前費用給付金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。		医療共済の共済金額×10	—	被共済者
長期入院給付金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院をし、入院日数が200日に達したこと。		医療共済の共済金額×100	—	被共済者
手術共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に手術を受けたこと。	ア.入院中の手術	医療共済の共済金額×20	医療共済の共済金額×10	被共済者
		イ.入院中の開頭術または開胸術	アの共済金額+医療共済の共済金額×20		
		ウ.外来手術	医療共済の共済金額×5		
放射線治療共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと。		医療共済の共済金額×10		被共済者

(2) 共済期間

- 定期満期共済の共済期間は、5年、10年、15年、20年、30年のいずれかから選択できます。

(3) 引受条件

- ①加入年齢
 - 被共済者の加入年齢が0歳～75歳(共済期間、型等により加入できる年齢が変わります。)

共済金の種類	0歳～5歳	6歳～14歳	15歳～60歳	61歳～70歳	71歳～75歳	契約単位
	告知書扱い	告知書扱い	告知書扱い	告知書扱い	告知書扱い	
死亡共済金額(養老共済+定期特約)	500万円	1,000万円	3,000万円	1億円	2,000万円	10万円
入院共済金額(医療共済)	5,000円	10,000円	10,000円	25,000円	10,000円	1,000円

(4) 定期満期共済および医療共済に付加できる主な特約

特約名	特約概要	最低限度額	最高限度額	契約単位
定期特約	死亡・高度障害を保障する特約	10万円	—	10万円
災害死亡割増特約	不慮の事故による死亡・高度障害を保障する特約	10万円	5,000万円	10万円
後遺障害特約	不慮の事故による後遺障害を保障する特約	10万円	2,000万円	10万円
短期入院特約	1回の入院支払日数を60日限度とする特約	—	—	—
生活習慣病特約(男性のみ付加可)	特定の疾病による入院、手術および放射線治療を保障し、がん診断時に一時金を支払う特約	1,000円	10,000円	1,000円
女性疾病入院特約(女性のみ付加可)	特定の疾病による入院、手術および放射線治療を保障し、がん診断時に一時金を支払う特約	1,000円	10,000円	1,000円
通院特約	不慮の事故による通院または入院後の通院を保障し、骨折時に一時金を支払う特約	500円	5,000円	500円
先進医療特約	先進医療による療養を保障する特約	—	—	—

*被共済者の健康状態によっては、特別支払条件特約を付加してお引き受けする場合があります。その場合には、共済金の額、共済金額の最高限度等の制限があります。
*医療共済の共済金額は短期入院特約を付加した場合は60日型、付加しない場合は200日型となります。
*悪性新生物を原因とする入院の1回の入院支払日数は無制限となります。
*生活習慣病特約、女性疾病入院特約について、悪性新生物は責任開始の日からその日を含めて90日間は保障がありません。

2 共済掛金について

(1) 共済掛金の算出について

- 被共済者の加入年齢・性別、保障内容、共済期間等により、共済掛金は異なります。

(2) 共済掛金の払込期間について

- 共済期間満了時まで、共済掛金をお支払いいただきます。

(3) 共済掛金の払込方法について

- ①共済掛金の払込方法は、年払、半年払、月払のいずれかからご選択できます。
- ②2回目以降の共済掛金は口座振替により払込むことができます。

*その他共済掛金のお取扱いについては、組合担当者にご確認ください。

3 割戻金について

- (1) 割戻金は確定したものではなく、今後の経済情勢、決算結果等により支払われないことがあります。

- (2) 割戻金は、共済掛金から差し引いて割り戻すことができます。割戻金据置特約を付加している場合には、死亡または満期共済金のお支払い時等に据置かれた割戻金をお支払いします。

4 解約返戻金について

- (1) やむを得ずご契約を解約された場合であっても、ご契約時の年齢や共済期間などに応じて算出された解約返戻金をお支払いします。

- (2) ご契約後短期間で解約された場合は、解約返戻金がない場合があります。

- (3) 医療共済および付加する特約(災害死亡割増特約、後遺障害特約、短期入院特約、生活習慣病特約、女性疾病入院特約、通院特約、先進医療特約)には、解約返戻金はありません。

5 共済金をお支払いできない場合について

- ご契約関係者の故意または重大な過失、運転資格を持たないで運転している間、または酒気帯び運転している間などによる事故については、共済金をお支払いできません。

参考資料

〈疾病重度障害状態〉

1	両眼の視力が0.06以下になったもの
2	1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの
3	両耳の聴力を全く永久に失ったもの
4	そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの
5	1上肢を手関節以上で失ったもの
6	1上肢の用を全く永久に失ったもの
7	両手の手指の用を全く永久に失ったもの
8	1下肢を足関節以上で失ったもの
9	1下肢の用を全く永久に失ったもの
10	両足の足指の全部を失ったもの
11	精神に著しい障害(精神活性物質常用障害を除きます。)を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの
12	中枢神経疾患により神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの

13	肺機能に著しい障害を残したもの
14	心臓疾病により恒久的に心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着したもの
15	じん臓の機能を失ったもの
16	肝臓の機能に著しい障害を残したもの
17	人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施したもの、完全尿失禁状態にあるものまたはカテーテル留置もしくは自己導尿の常時施行を必要とするもの
18	インシュリン治療を受け、かつ、糖代謝障害による合併症を原因として増殖性硝子体網膜症手術を受けたもの
19	じん臓移植術を受けたもの(自家じん臓移植術を除きます。)
20	肝移植術を受けたもの
21	心臓移植術を受けたもの(心臓弁移植術を除きます。)
22	肺移植術を受けたもの
23	すい臓移植術を受けたもの(すい臓移植術を除きます。)
24	小腸移植術を受けたもの
25	すい臓の全摘出術を受けたもの
26	ぼうこうの全摘出術を受けたもの

*ケガにより所定の後遺障害の状態となった場合又は、病気により重度の障害状態となった場合に共済掛金の払込みは免除されます。

〈通院共済金のお支払い事由〉

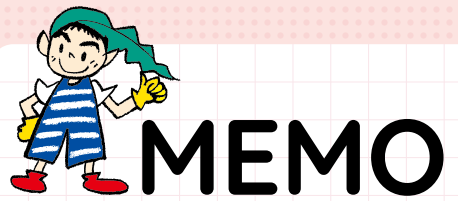
- 被共済者がこの特約の効力発生の日または、復活の日以後の不慮の事故により、その不慮の事故のあった日から30日以内に通院し、通院日数が5日以上となったとき。ただし、その事故のあった日から、180日以内の通院に限ります。
- 被共済者が不慮の事故により入院(入院共済金が支払われた、または支払われることとなったものに限る。)し、その入院の退院日の翌日から120日以内に通院したとき。
- 被共済者が疾病により入院(入院共済金を支払い、または支払うこととなったものに限る)し、その入院の退院日翌日から120日以内*1)に通院したとき。
※1 悪性新生物を原因とする場合は200日以内となります。

〈骨折給付金のお支払い事由〉

- 被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、共済期間内に頭がい、せき柱、体幹もしくは四肢*1)を骨折したと診断確定*2)されたとき。
※1 「四肢」とは、手関節および足関節以上をいいます。
※2 骨折の診断は、医師または歯科医師によってなされることを要します。

〈先進医療共済金について〉

- 先進医療共済金は、公的医療保険制度における評価療養のうち、療養を受けられた日において、厚生労働大臣の定める先進医療に該当する場合にお支払いします。
- なお、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。



万一の備え

定期満期共済のしくみ

病気・ケガの備え

医療共済のしくみ

プラン

契約概要